

現宮前区役所等施設・用地の活用に向けたヒアリングの場で川崎市に提出した

宮崎6丁目有志の質問と回答及び意見

宮崎6丁目有志

2022年2月26日に開催された宮崎6丁目自治会への川崎市の「現宮前区役所等施設・用地の活用に向けたヒアリング・説明」の際、宮崎6丁目の有志から13項目の文書質問をしたところ、3月31日に文章回答をいただきました。ヒアリング方法に関しては、全区民を対象とする市民フォーラムは開催せず、行政関係機関を対象とするヒアリングに終止する等、区民意見の反映が及ばない方法で進めようとしています。以下、回答への意見を述べたいと思います。

Q1. 区民の要求はすでに明らか、区役所等の現用地での存続ではないですか？

回答と意見：跡地活用にあたって、市が検討事項としている「地域課題や地域ニーズ」は、21年5月に区民10,417名が陳情要求した「現区役所・市民館・図書館の存続と鷺沼にも設置する」が区民最大の要求ではないですか？これ以上に多数の区民が要望していることがあったら示して欲しいとした質問に対して、残念ながら回答がありませんでした。

また、区役所移転を決める際のパブコメでは、23,741件の意見（多くは反対）があったが、この市民の声をどう受け止めているか？の質問に対して、回答は「住いの地域や年代、ライフスタイル等により多様な意見があるとして総合的判断で移転方針を決めた」としている。移転に対して多様な意見が出るのは当然であり、それだからこそ、反対意見の理由を良く聞き、不便解消の対応策を提案する必要があったのに、それが無いまま移転を決めたことが問題なのです。この機に及んで、対応策としての「現区役所の存続と鷺沼にも設置を」が改めてクローズアップされたものです。

Q2. 図書館サービス提供は2館を軸にとっているのに、宮前区は何故1館を軸にするのか不公平である。移転すれば地域により児童や高齢者の利用が難しくなる。そもそも市の図書館数は少ない。

回答と意見：回答では、各区には「図書館・分館を軸に」としながら宮前区は「分館と言えず生涯学習支援のアリーノ施設」を引き合いに出しているが、アリーノ施設は図書館分館ではありません。

移転後には、「新たな分館を整備する計画は無く、学校図書館・自動車文庫・ICTの活用等を推進する」と回答しています。宮前区には他区のような分館がないことや、他都市と比較しても川崎市には図書館が少ないことの理由説明がなく、「新たな分館整備計画はない」と不公平を合理化するばかりです。跡地検討の機会に宮前区に図書館分館設置を「地域ニーズ」として受け止めていただきたいと思います。

Q3. 宮前区には、市民館やその他会議室が少ない。市民活動の推進のために身近な場所に市民館が必要です。

回答と意見：回答は冒頭に「新たな社会教育施設の整備計画はない」とし「学校や福祉施設など地域の身近な施設と連携した出張型の講座やICTの活用で学びの場づくりを推進する」としているが、

宮前区には、他区と比較しても市民が使える会議室が圧倒的に少ない現状を調査して欲しい。現状の利用率をみてまだ余裕があるから増設は不要とするのは早計です。会議室が少ないため希望する曜日・期日・時間に借りられない、高い使用料による負担、遠方のため身近に使用できない等の理由があることも理解してほしい。

Q4. 防災拠点となる区役所は現在地が最適地です。

回答と意見：「災害時の防災性については、現在の区役所周辺と鷺沼駅周辺の立地条件は、それぞれメリット・デメリットがあり、大規模災害の被害想定には差異ない。鷺沼では、再開発に合わせて建物を更新することにより耐震性などの機能向上が図れる」「震災・災害対策は立地の遠近に関わらず各機関が相互に連携を図るので移転後も災害対応力が十分発揮できる」としている。

しかし、公共機能検討の際、専門家による基礎調査結果報告には、現区役所と鷺沼両地域の防災性の比較について以下の見解を述べています。「浸水被害・液状化危険度は差異がない」「鷺沼駅前の交通混雑が懸念されるため災害時のアクセスは宮前平周辺が優位である」「鷺沼は土砂災害警戒区域に指定されているが、杭基礎構造による頑強な地盤への支持が検討されているため建物への影響は生じないと想定される」としている。

回答では、そもそも浸水被害など起きるはずがないことをもって差異がないとしているが、専門家の基礎調査報告では、「交通アクセスは現宮前平が優位である」としている。土砂災害警戒区域の危険についての指摘に対しては、「建物は杭基礎構造にする」としているが、市民は、線路を挟んだ北側法面の危険性について質問しているのに回答がなく、「鉄道事業者が対応すること」として回答を回避しています。見直し対象には、新たに駅が含まれていることを考えれば、鉄道事業者からの責任ある回答が求められている。

Q5. 川崎市の行政窓口として区役所支所の増設が必要ではありませんか？

回答と意見：回答では、少子高齢化を理由に「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉や介護・生活支援に関する相談など一体的に推進する地域の総合行政機関としての役割が重要になっていく」としながら、出張所や支所を増やさないのは矛盾しています。23万区民の相談を1ヶ所の区役所で行うには無理があります。他都市のように支所や出張所を増やし行政手続きや相談の場を可能な限り設けること、そこで解決できない問題は区役所に繋げることこそ「身近な地域で安心して暮らせる」ことになります。是非、出張所や支所を増やし機能の充実をはかっていただきたい。

Q6. 現宮前区役所は今年で築40年、60年以上の存続こそ私有財産の有効活用ではないですか？

回答と意見：回答では、「現区役所は修繕を実施した上で使い続けることはできるが、バリアフリー等の課題は残るため、継続利用は導入機能を踏まえて検討する」としています。市は区役所移転の理由に「現区役所にはバリアフリーの問題がある」として、現区役所入り口に段差があることの解消などを移転理由にしているが、高齢者や子供にとっての最大のバリアフリーは移転先の鷺沼まで行けなくなることを、どう解消するかです。最大のバリアフリーを無くすためにも、市有財産の有効利用のためにも、現区役所・市民館・図書館を使い続けることが必要ではないでしょうか。

Q7. 現宮前区役所等の施設・土地は民間に売却しない約束をしてください。

回答と意見：回答は、「市が保有し続けることを基本とし、その活用については民間活力の導入を含めて検討する」としています。移転を決めた際、福田市長は「民間に売却することはない」と述べていたが、「基本とし」となると、それよりも後退した回答であるといえます。民間の営利企業に売却・委託すれば、利益優先の事業経営となり、市民サービスが後退する危険があります。跡地は、市が保有する数少ない土地・施設であり、採算性にとらわれず、市民サービス優先の施設運営ができるよう民間に売却しないことを明確に約束していただききたい。

Q8. 鷺沼再開発事業の見直しで開発が遅れている状況では、跡地利用の検討も遅らせるべきではないですか？

回答と意見：回答によれば、「市の方針では、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針を踏まえ、引き続き推進することが示されているため、令和5年度に跡地活用基本方針策定にむけて取り組みをすすめる」としています。東急は、コロナ禍の再開発見直しに3年かかるとしており、現状では見直し案も住民説明もされていません。その状態で跡地活用のヒアリングはどうみても不適切です。見直し案の市民説明や環境アセスなど必要な手続きを踏んだ後に跡地問題のヒアリングを実施することを改めて訴えます。

Q9. 跡地活用についてのヒアリングをする対象は誰ですか？

回答と意見：回答では、「宮前区全町内・自治会連合会や区社会福祉協議会をはじめ区役所の日常業務等で関りのある団体等を対象として50団体に説明・ヒアリングの依頼書を送付した」としています。50団体は主に行政機関を対象とするものであり、その中には一般市民が含まれていません。一般市民の誰もが参加し意見を言える場を多数会場に設けて、ヒアリングをしてこそ地域ニーズの把握が可能となります。「跡地活用の市の方針」もヒアリング対象団体しか配布しないのは、区民の知る権利に反することです。移転を決めた際、区民への周知度が10%のまま強行したことに多くの区民が反対したことを反省し、全区民に市の方針を周知した上で、区民誰もが参加できるヒアリングの機会を設けていただきたいと要望します。

Q10. 市民館の利用率という数字は？

回答と意見：回答では、「新たな市民館分館を整備する計画はない」「市民館を知ってもらう体験講座の開催や地域団体と連携して講座等を開催する」「施設利用料は受益者負担の公平性が確保されるよう設定されている」としています。

頭から「新たな市民館を整備する計画はない」としているが、これでは市民の要求を最初から聞くつもりがないことを宣言しているものであり、これが市民の暮らしを守るべき行政の言うことかと残念に思う。また「受益者負担の公平性の確保」を施設の利用料設定基準にしていますが、20政令市で一番財政豊かな川崎市なのに、なぜ、他都市より利用料が高いのか理解できない。市の予算の使い方の問題ではないですか？市民が使う施設の使用料金を低額にし、市民誰もがいつでも気軽に利用できるためにこそ税金を使って欲しい。

Q11. 22年度の跡地活用ヒアリングでは、市民フォーラム開催やアンケートで全区民の意見を聞くべきではないですか？

回答と意見：2018年に実施した市民フォーラムは、区民誰もが参加して説明を受け意見を言える場でした。しかし、跡地活用のヒアリングでは、市民フォーラムは開催予定がありません。理由を聞くと「移転について意見を聞くものではなく、跡地活用を市民に伺うものである」からとしています。アンケートもわずか2000人を対象にしています。跡地の活用は、23万区民の暮らしに大きく影響を与えるものであり、行政関係団体のヒアリングだけに済ますことなく、全区民の意見が反映される方法を当然講じるべきです。

Q12. 跡地活用の基本計画策定は市がやるべきことです。石塚計画デザイン（株）に委託するなら、区民からの意見聞き取りを優先してください。

回答と意見：回答では、委託理由を「関係団体への説明・ヒアリングや区民意識アンケート・オープン型説明会の開催など意見聴取を効率的に行うため」としています。これまで移転に伴う様々な検討を、市は全て石塚デザインに委託してきましたが、その手法は川崎市と石塚デザインにとって都合のよい「テーマ設定・進行・まとめ」がされてきました。そのため、市民は自由に意見を述べる時間がなく、予め設定されたテーマにそった議論がされてきました。例えば、市の方針に反する意見がでたとしても、まとめの段階には反映されず、市民を落胆させてきました。市民意見を正確に聞き取りまとめることが本来の役割ではないでしょうか。このことを教訓に、市民の意見反映ができる時間の確保や、まとめ方も市民意見が反映されるよう配慮していただきたい。

Q13. すでに想定されている活用案がありますか？

回答と意見：回答では、「21年1月から関係団体のヒアリングを開始したところであり、様々な手法で地域ニーズの把握に努めている」としており、まだ未定ということです。

以上